



「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」 中間とりまとめについて

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の設置について

(1) 名称

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会

(2) 設置形式

デジタル庁で設置した検討会議（総務省及び厚労省の協力を得て開催）

(3) 公開の取扱

議事は非公開（議事概要を公開）

(4) スケジュール

第1回	検討会（12/6開催）	論点の提示・整理、専門家WGの設置
第1回	専門家WG（12/12開催）	論点の提示・整理、構成員の意見聴取
第2回	専門家WG（12/22開催）	団体からのヒアリング
第3回	専門家WG（12/23開催）	〃
第4回	専門家WG（2/7開催）	中間とりまとめ 主な項目
第5回	専門家WG（2/16開催）	中間とりまとめ（案）
第2回	検討会（2/17開催）	中間とりまとめ

検討会、専門家ワーキンググループメンバー

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会

河野 太郎 デジタル大臣

松本 剛明 総務大臣

加藤 勝信 厚生労働大臣

専門家ワーキンググループ

村上 敬亮 デジタル庁 国民向けサービスグループ統括官

吉川 浩民 総務省 自治行政局長 (オブザーバー)

伊原 和人 厚生労働省 保険局長 全国健康保険協会

長島 公之 日本医師会 常任理事 全国知事会

遠藤 秀樹 日本歯科医師会 副会長 全国市長会

森 昌平 日本薬剤師会 副会長 全国町村会

伊藤 悦郎 健康保険組合連合会 常務理事 全国後期高齢者医療広域連合協議会

岡崎 誠也 国民健康保険中央会 会長 地方公共団体情報システム機構

(参考) ヒアリング対象団体

(第2回 専門家WG)

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国民生委員児童委員連合会
全国社会福祉法人経営者協議会
特定非営利活動法人
KHJ 全国ひきこもり家族会連合会
一般社団法人ひきこもり
UX 会議
公益社団法人
全国老人福祉施設協議会
公益財団法人
日本知的障害者福祉協会
一般社団法人
日本介護支援専門員協会
特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
一般社団法人
全国手をつなぐ育成会連合会

(第3回 専門家WG)

一般社団法人
日本認知症本人ワーキンググループ
公益財団法人
全国老人クラブ連合会
公益社団法人
認知症の人と家族の会
社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
一般社団法人
全日本ろうあ連盟
全国身体障害者施設協議会
公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート
千葉市
都城市

※順不同

中間とりまとめ 主な事項①

(1) マイナンバーカードの特急発行・交付の仕組みの創設等について

- 市町村の窓口に来庁して申請を行う**特急発行・交付**について、発行期間の短縮に加え、カードの発行主体であるJ-LISから申請者に直接送付することで、**申請から1週間以内（最短5日）で交付できる**新たな仕組みを創設し、**2024年秋までに**、新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者（約150万枚/年）を含め、合計約**360万枚/年**（約1万枚/日）まで対応できる体制を構築する。

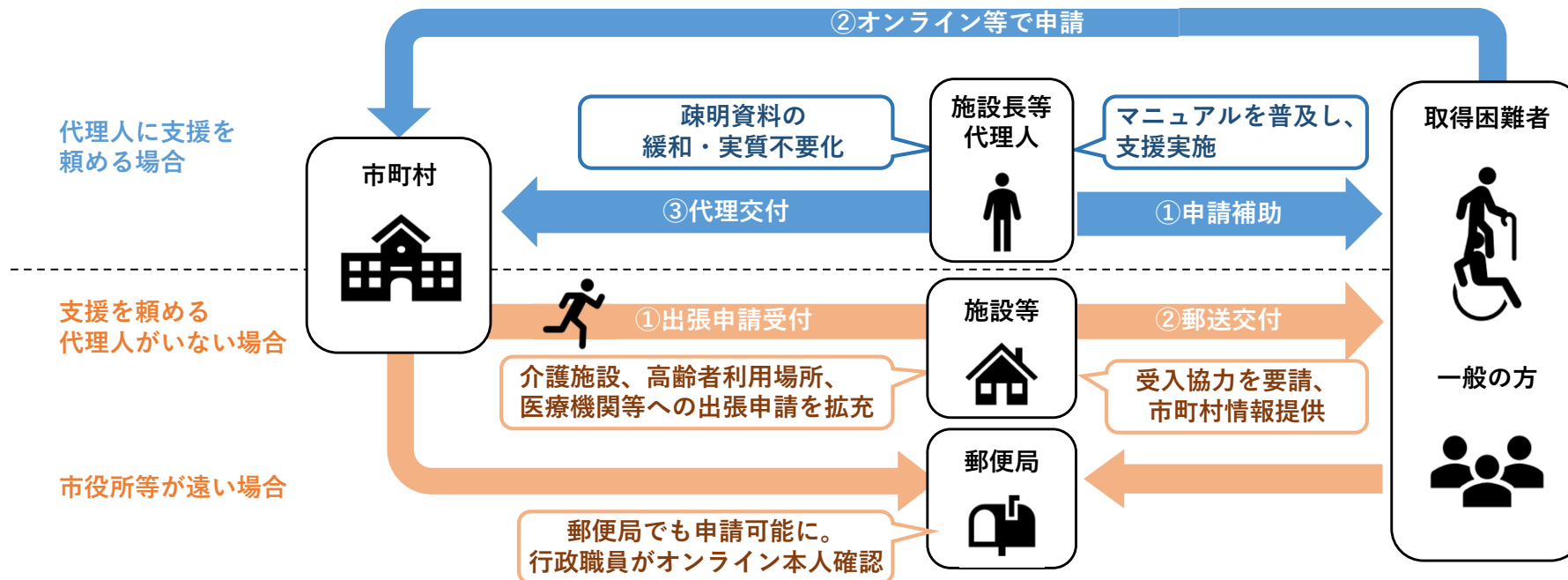
(2) マイナンバーカードの代理交付・申請補助等について

- 役所に出向くことが困難であるとして**代理交付の活用ができるケース**について、従来より幅広く**拡充・明確化**する。あわせて、困難であることを示す「**疎明資料**」について、入手が容易・費用がかからないもので対応できるよう**緩和**するとともに、**困難であることが推定される一定の場合（例：成年被後見人、中学生以下の者、75歳以上のご高齢の方）には実質不要**とし、より柔軟に代理交付の仕組みを活用することができるよう、本年度中を目途に自治体向けの事務処理要領を改訂する。
- 来年度、施設職員や支援団体等に、申請・代理交付等の支援の協力を要請する。**その際、本来業務に配慮した**マニュアルを作成・普及**するとともに、申請のとりまとめや代理での受け取り等に対する**助成**を行う。
- 知的障害者など暗証番号の設定**に困難を抱える申請者に対しては、顔認証による使用を前提としつつ、代理人に不要な負荷をかけないためにも、**暗証番号の取扱いについて検討**する。また、**写真の撮影ルール**についても、**障害等の事情に応じ柔軟に対応**することを本年度中に改めて周知する。

中間とりまとめ 主な事項②

(3) 市町村によるマイナンバーカードの申請受付・交付体制強化の対応

- ・ 介護福祉施設等の高齢者が利用しやすい場所や保険証を活用する現場である医療機関等での出張申請を本年度から推進する。
- ・ 来年度、施設等に出張申請受け入れの協力を要請し、希望する施設等の情報をとりまとめ市町村に提供する。
- ・ 上記に加え、市町村が指定した郵便局で、市町村とオンラインでつなぎ、マイナンバーカードの交付申請と市町村による本人確認を行えるようにし、発行されたカードを郵送で住民に届けられるようにする。



中間とりまとめ 主な事項③

(4) マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない場合の取扱い

- 健康保険証の廃止に合わせて、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方等については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された**資格確認書（基本は紙）を提供する。**

（具体例）

- ・ マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
 - ・ 介護が必要な高齢者や子どもなどマイナンバーカードを取得していない者
 - ・ ベビーシッターなどの第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合 など
- ・ 発行済みの健康保険証を1年間有効とみなす経過措置を設ける。
 - ・ 資格確認書は、本人の申請に基づき書面又は電磁的方法により、保険者より速やかに提供する。
 - ・ 資格確認書の有効期間は、1年を限度として各保険者が設定することとする。様式は国が定める。

※ 資格確認書の発行は、現行の保険証と同様、無償。

※ これまでの診療記録などデータに基づくより良い医療を可能となることや、診療報酬による患者負担の差があることなど、マイナンバーカードを保険証として利用することの意義・メリットをわかりやすく伝える。

(5) 保険者の資格情報入力のタイムラグ等への対応

- オンライン資格確認等システムについて、**保険者の迅速かつ正確なデータ登録**が確保される方策（保険者によるデータ登録（5日以内）の義務付け（事業主から保険者への届出（5日以内）と合わせて計10日以内）、資格取得届出における個人番号等の記載義務を法令上明確化等）を検討する。

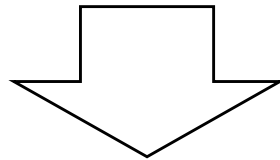
中間とりまとめ 主な事項④

(6) 第三者によるマイナンバーカードの取扱いについて

- 医療機関等の受診時にマイナンバーカードを第三者に預けることや、施設入所者のマイナンバーカードの管理の在り方などについて、**取扱いの留意点等を整理した上で周知し、安心して管理することができる環境づくりを推進する。**

(7) 乳幼児のマイナンバーカードについて

- 出生後速やかにカードを交付することができるよう、**出生届の提出にあわせて申請を行うことができるようにし、特急発行の対象とする。**
- 1歳未満でカードを申請する場合については、顔写真がないカードを交付することとする。**
(有効期間は5歳の誕生日まで)



- 中間とりまとめで具体化に至らなかった事項については、最終とりまとめに反映できるよう検討する。
- 以上により、全ての国民に行き渡るように全力を尽くす。